Ｒ６年度　高砂市立米田西小学校いじめ防止基本方針

１　はじめに

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法」より】

上記の考えのもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校児童が「いじめがない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

２　組織的な指導体制

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。

（１）いじめ防止対策委員会

校長・教頭・生徒指導担当・養護教諭・各学年の生徒指導担当により、月１回、問題行動など児童の様子や指導についての情報交換や共通理解を図る。

（２）いじめ対応チーム

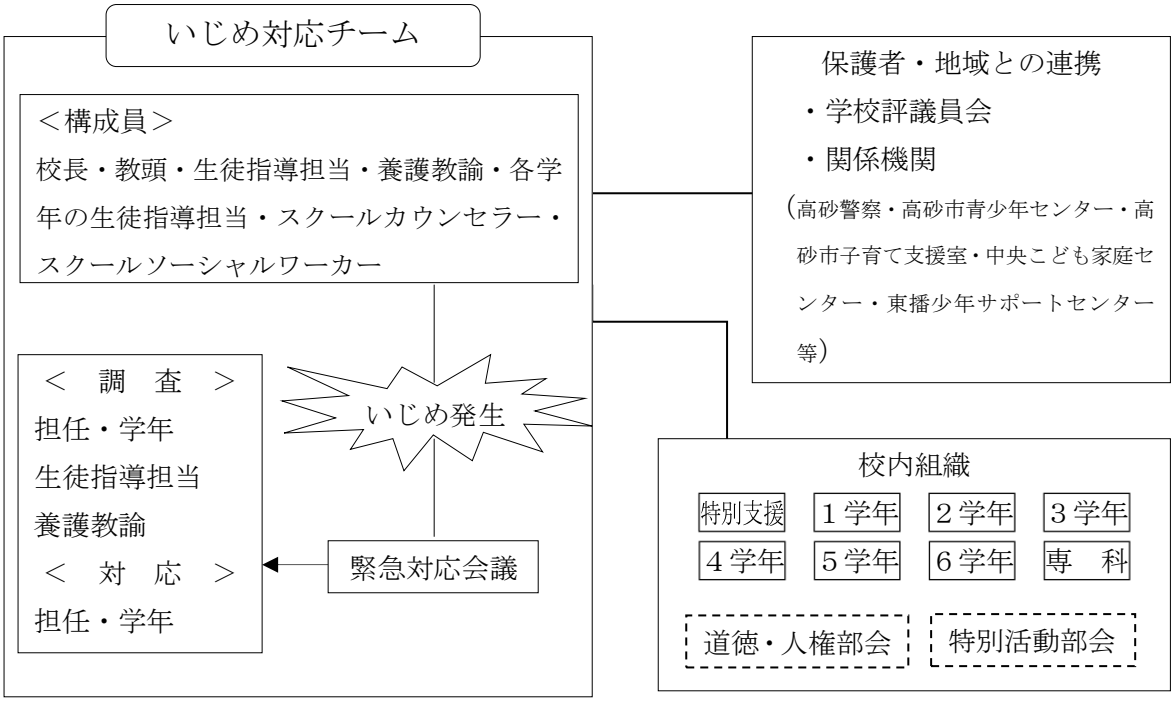

３　未然防止に向けての取組

（１）指導計画の作成

好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌」を育むために、児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握し、年間を見通した取組を計画・実施する。

（２）学級経営の充実

ア　「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む教育活動の在り方をすべての教職員が日々実践する。

イ　児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高める。

ウ　登校時に校門付近や児童玄関前であいさつや声かけをし、児童の様子を観察する。

エ　どの児童も落ち着ける場所をつくりだす“居場所づくり”を進める。

オ　児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる集団づくりをする。

カ　「西っ子のくらし・やくそく」を活用し、基本的な生活習慣の確立と学習習慣・規律を定着させる。

キ　月ごとに設定した生活重点目標に向けた具体的な取組をする。

（３）わかる授業づくり

ア　すべての児童が授業に参加でき、授業場面で活躍できる授業の工夫をする。

イ　児童が「できた」という達成感や「できる」という自信が感じることができる授業づくりをする。

（４）体験活動の充実

ア　人にかかわることを喜びと感じる体験活動を充実させる。

イ　面倒だったり、嫌なこともあったりするけれど、他の人と関わることは楽しい、役に立ったらうれしいと感じる場や機会をつくる。

（５）道徳教育・人権教育・モラル教育の充実

ア　いじめをしない、許さないという、心を育てる。

イ　学級の児童の実態に合った、道徳の題材や資料等を活用する。

ウ　人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れ、心に響く授業内容を工夫する。

エ　命の大切さや感謝の気持ちの育成を図る。

オ　インターネット上の危険やモラル、いじめ等、啓発し、情報教育の充実を図る。

（６）特別活動の活性化

ア　１年生を迎える会や６年生を送る会など、自主・自律を促す活動を支援する。

イ　学校行事や様々な活動をとおし、豊かな人間関係を育てる。

（７）その他

ア　校内研修や事例検討会の充実

イ　スクールカウンセラーの教育相談への啓発

ウ　スクールカウンセラー等による教職員への研修

4　早期発見のための取組

（1）教職員の間で日々、細やかな情報交換をする。
（2）児童・保護者・地域から積極的な情報収集に努める。
（3）全校児童を対象に「生活アンケート」を実施し、活用する。
（4）「悩み相談シート」を各学期１回実施し、いじめの早期発見に活用する。
（5）スクールカウンセラーによる教育相談を実施し、活用する。

5　早期対応のための取組

（1）組織での対応

いじめ情報をキャッチした場合、生徒指導担当、管理職へと報告する。それとともにいじめ対応チームを招集し、「実態把握」「指導体制・方針の決定」「子どもへの指導・支援」「保護者との連携」など今後の対応を話合う。また、いじめられた児童を徹底して守る視点を最優先する。

（2）いじめを受けた児童・保護者、いじめをした児童・保護者、周りの児童への対応

ア【いじめを受けた児童への対応】
（ア）事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
（イ）「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
（ウ）必ず解決できる希望が持てることを伝える。
（エ）自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

イ【いじめを受けた児童の保護者への対応】
（ア）発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
（イ）学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
（ウ）保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
（エ）継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
（オ）家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

ウ【いじめをした児童への対応】
（ア）いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
（イ）心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめを受けた側の気持ちを認識させる。

エ【いじめをした児童の保護者への対応】
（ア）正確な事実関係を説明し、いじめを受けた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
（イ）「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
（ウ）児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

オ【第三者の児童への対応】
（ア）当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
（イ）「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
（ウ）はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
（エ）いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

（オ）いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話合い、自分たちの問題として意識させる。

6　関係機関との連携（教育委員会・警察・中央こども家庭センター・高砂市子育て支援室等）

学校においていじめを把握した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

相談所名	実施日	連絡先
高砂市教育相談	毎週月～金曜日（8 時 30 分～16 時） ※ただし、祝日は除く	079-442-7049
高砂市青少年センター	毎週月～金曜日（9 時～16 時） ※ただし、祝日は除く	079-443-6246
中央こども家庭センター	毎週月～金曜日（9 時～16 時） ※ただし、祝日は除く（要予約）	078-923-9966
東播少年サポートセンター	毎週月～金曜日（9 時～17 時） ※ただし、祝日は除く	079-454-3364
高砂市子育て支援室 （家庭児童相談室）	毎週月～金曜日（9 時～17 時） ※ただし、祝日は除く	079-442-2260

7　その他

（1）重大事態について

重大事態については、学校だけで判断するのではなく、教育委員会と連携して対応を進めていく。

（2）地域との連携

学校におけるいじめ防止対策基本方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。

（3）見直し

本基本方針は、必要に応じて、いじめ防止対策委員会で見直し検討を図る。